

岩手県選挙管理委員会告示第74号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により指定した不在者投票ができる病院等の名称及び所在地について、次のとおり変更があった。

令和2年9月29日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称		所在地		変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
病院	八幡平市国民健康保険 西根病院	八幡平市立病院	八幡平市田頭第22地割 79番地の1	八幡平市大更第25地割 328番地1	令和2年8月1日